

一般社団法人
徳島県銀行協会定款

昭和22年6月22日制定

2023年4月1日最終変更

一般社団法人 徳島県銀行協会

一般社団法人 徳島県銀行協会定款

目 次

第 1 章	総 則	-----	1
第 2 章	目的および事業	-----	1
第 3 章	社 員	-----	2
第 4 章	総 会	-----	3
第 5 章	役 員	-----	5
第 6 章	理 事 会	-----	6
第 7 章	委 員 会	-----	7
第 8 章	資産および会計	-----	7
第 9 章	定款の変更	-----	8
第 10 章	解 散	-----	8
第 11 章	事 務 局	-----	9
第 12 章	公告の方法	-----	9
第 13 章	雑 則	-----	9

一般社団法人 徳島県銀行協会 定款

定款の制定・変更

昭和 22 年 6 月 22 日 制定
昭和 23 年 3 月 25 日 変更
昭和 37 年 4 月 26 日 変更
昭和 46 年 8 月 26 日 変更
昭和 58 年 4 月 21 日 変更
平成 10 年 2 月 3 日 変更
平成 15 年 9 月 22 日 変更
平成 19 年 1 月 10 日 変更
平成 24 年 4 月 1 日 変更
2023 年 4 月 1 日 変更

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人徳島県銀行協会と称し、英文では Tokushima Bankers Association と表示する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を徳島市に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するために、徳島県内において、次の事業を行う。

- 一 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- 二 金融ならびに経済に関する調査および研究
- 三 関係官庁その他に対する建議ならびに答申
- 四 他の金融機関および産業界との連絡
- 五 金融犯罪の防止および反社会的勢力介入排除に関する関係官庁等との連携および社員等に対する支援
- 六 社会貢献活動への参画と社員の社会貢献活動に対する支援
- 七 銀行利用者の保護および利便性向上に関する活動
- 八 金融機関関係者相互の親交を図り、その連絡を密にするための施設の設置、運営
- 九 銀行職員の養成教育

- 十 相談所の設置、運営
- 十一 銀行に関する広報
- 十二 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項

第3章 社員

(社員の要件)

第5条 本協会の社員となることのできる者は、徳島県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行に限る。

(入会)

第6条 本協会の社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金および経費の負担)

第7条 新たに本協会の社員となる者は、加入金を納付する義務を負う。

- 2. 本協会の社員は、毎事業年度の運営経費として経費分担金を納付する義務を負う。
- 3. 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において定める。
- 4. 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。
- 5. 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(社員資格の取得)

第8条 第6条の承認を得た銀行が前条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

- 2. 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第9条 社員名簿に記載した事項に変更が生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。

- 2. 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第10条 社員の資格は次の事由によって喪失する。

- 一 退会の申出があったとき
- 二 第5条に規定する資格を喪失したとき
- 三 整理のため休業したとき、または破産の宣告を受けたとき
- 四 解散または合併により消滅したとき
- 五 除名されたとき

(社員資格の承継)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合における存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合における設立される新銀行
- 三 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合における営業を譲り受ける銀行

四 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第三号または第五号により社員の資格を喪失する場合において営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、譲渡を受けたその銀行、営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行

五 その他理事会が適当と認める場合における理事会が指定した銀行

(退 会)

第12条 社員は、任意にいつでも退会することができ、退会の申出は、書面をもって行わなければならない。

(除 名)

第13条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 経費分担金を納付しないとき
- 二 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき
- 三 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または総会の決議に違反したとき

(社員資格喪失の通知等)

第14条 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入のうえ、これを資格を喪失した社員および他の社員に通知しなければならない。

(社員の権利喪失)

第15条 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

第4章 総 会

(構 成)

第16条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)上の社員総会とする。

(権 限)

第17条 総会は次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の選任または解任
- 三 理事および監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 「法人法」に基づく役員等の損害賠償責任の一部免除または限定
- 六 定款の変更
- 七 解散および残余財産の処分
- 八 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(種 類)

第18条 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

2. 通常総会は、毎事業年度開始前2か月以内に開催する予算総会および毎事業年度終了後3か

月以内に開催する決算総会とする。

3. 前項の決算総会をもって「法人法」上の定時社員総会とする。

4. 臨時総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合に、理事会の決議にもとづき開催する。

(招集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき、会長が招集する。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員もしくは監事から、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会を招集するには、会長は、総会の1週間前までに会議の目的である事項、日時および場所を記載した書面をもって、社員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

4. 前項にかかわらず、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるときは、その旨を通知するとともに、開催の2週間前にその通知を発しなければならない。

(議長)

第20条 総会の議長は、会長とする。

2. 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第21条 各社員の議決権は1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加できないものとする。

(決議)

第22条 総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合および、法令で定められた事項を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 理事および監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散および残余財産の処分
- 五 その他法令で定められた事項

3. 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 総会の議長は、社員としての議決権を有する。

(決議の省略)

第23条 理事または社員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使および書面による議決権の行使)

第24条 社員は本協会の社員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、当該

社員またはその代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2. 総会に出席できない社員は、議決権行使書面により議決権を行使することができる。この場合、議決権の数は、第 21 条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第25条 総会の議事については、議事録を作成し、議長および総会に出席した者のなかから議長が指名した議事録署名人 2 名以上が記名押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 本協会には、次の役員を置く。

- 一 理事 4 名以上 7 名以内
- 二 監事 3 名以内

2. 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。
3. 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事 6 名以内および監事 2 名以内は、社員の代表者の中から総会においてこれを選任する。また、理事 1 名、監事 1 名は社員の代表者以外から総会においてこれを選任する。

2. 会長および常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
3. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務および権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会の職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、会務を統括する。
3. 常務理事は、会長を補佐し、その指示にもとづき協会業務を統括する。
4. 会長に事故あるときは、理事会の決議により代表理事を選定する。
5. 会長および常務理事は、毎事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第30条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、第 26 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
3. 役員に欠員を生じたときは、第 27 条の規定によりこれを補充する。ただし、理事会において

会務に支障をきたさないと認めるときは、補充選任を行わないことができる。

4. 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の解任)

第31条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議により解任することができる。

- 一 この定款に違反したとき
- 二 本協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき

(役員の報酬等)

第32条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常務理事および社外監事は総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除または限定)

第33条 理事または監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項にかかわらず、本協会は、役員が「法人法」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、同法第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
3. 本協会は、外部役員との間で、「法人法」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第6章 理事会

(構成)

第34条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、法令またはこの定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長および常務理事の選定および解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会は、会長が必要と認めるとき、またはその他の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、これを開催する。
3. 会長は理事会を開催しようとするときは、開催の5日前までに会議の目的である事項、日時および場所を各理事に通知しなければならない。ただし、理事および監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
4. 会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。

2. 会長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

2. 理事会の議長は、理事としての議決権を有する。

(決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(決議事項)

第40条 理事会は、この定款に別段の定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に付議する事項
- 二 総会において理事会に委嘱された事項
- 三 前2号に掲げるもののほか、本協会運営上の重要事項

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、会長および出席した監事が記名押印し、事務所に備えて置かなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第42条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

2. 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。
3. 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第43条 本協会の資産は、次のものをもって構成する。

- 一 財産目録に記載の財産
- 二 加入金および経費分担金
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生じる収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

2. 資産は、基本財産および通常財産の2種に分ける。

基本財産は、財産目録に基本財産として記載されたものとし、これを処分し、または担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、総会において、総社員の3分の2以上の決議を経て、処分し、または担保に供することができる。

通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第44条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(経費の支払い)

第45条 本協会の経費は、通常財産をもって支払う。

(事業計画および予算)

第46条 本協会の事業計画書および収支予算書については、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。
3. 第1項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備えて置くものとする。

(事業報告および決算)

第47条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第四号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 第1項の書類のほか、監査報告を5年間事務所に備え置くとともに、定款および社員名簿も備えて置くものとする。

(剰余金)

第48条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とし、分配することはできない。

(長期借入金)

第49条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の決議を得なければならない。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会計規則)

第51条 この定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第52条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第10章 解散

(解散)

第53条 本協会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第54条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、法令で別に定めがある場合を除き、総会の決議を得なければならない。

第11章 事務局

(事務局)

第55条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置く。
3. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第57条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

付 則

(定款の効力)

1. この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事等)

2. 本協会の最初の代表理事（会長）は岡田 好史、業務執行理事（常務理事）は坂 文晴とする。

(事業年度の特則)

3. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

4. この定款に定めのない事項は、すべて「法人法」その他の法令に従うものとする。